

# 注射 2024年改定

届出

算定に関して、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出が必要となるもの



アイネット・システムズ 株式会社

## 【算定のしくみ】

注射実施料 + 薬剤料 + 特定保険医療材料料

## 【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

15円を超えた場合、薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「**五捨五超入**」を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10

- ・小数点以下が0.5以下 → 切捨て
  - ・小数点以下が0.5を超えている → 切上げ
- ※ 15円以下1点

## 【特定保険医療材料料の算定方法（四捨五入）】

厚生労働大臣が定めたものに限られ、価格が定められています。

「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「**四捨五入**」を使います。

## 【通則加算】

	点数	備考
生物学的製剤注射加算	15点	下記の生物学的注射を行った場合。 (局) 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来)、組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来)、肺炎球菌ワクチン、髄膜炎菌ワクチン、乾燥ヘモフィルスb型ワクチン(2024年より追加)、沈降破傷風トキソイド、(局) ガスエソウマ抗毒素、乾燥ガスエソウマ抗毒素、(局) 乾燥ジフテリアウマ抗毒素、(局) 乾燥破傷風ウマ抗毒素、(局) 乾燥はぶウマ抗毒素、(局) 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素、(局) 乾燥まむしウマ毒素
精密持続点滴注射加算	80点	精密時速点滴注射を行った場合 (1時間に30mL以下の速度)
麻薬注射加算	5点	注射に当たって、麻薬を使用した場合。
届出 外来化学療法加算1	15歳未満 670点	G001静脈内注射、G002動脈注射、G004点滴注射、G005中心静脈注射又はG006植込型カテーテルによる中心静脈注射について、患者(悪性腫瘍を主病とする患者を除く。)に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、それぞれ1日につき点数に加算する。
	15歳以上 450点	
届出 外来化学療法加算2	15歳未満 640点	同一月に区分番号C101在宅自己注射指導管理料は算定できない。
	15歳以上 370点	
バイオ後続品導入初期加算	150点	バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合、初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定。

## ③0 注射実施料

涙のう内薬液注入、鼓室内薬液注入、局所・病巣内薬剤注入、子宮腔部注射、咽頭注射、腱鞘周囲注射及び血液注射

⇒ **皮内、皮下及び筋肉内注射に準じて算定**

注射実施料		点数	
3 1	皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき） I M 1 mL～5 mL	2 5 点	
3 2	静脈内注射（1回につき） I V 5 mL～20 mL	3 7 点	
	乳幼児加算（6歳未満）	5 2 点	
3 3	動脈注射（1日につき）	内臓	1 5 5 点
		その他	4 5 点
	抗悪性腫瘍剤局所持続注入（1日につき）	1 6 5 点	
	肝動脈閉塞を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入（1日につき）	1 6 5 点	
	点滴注射（1日につき） D I V	6歳未満（100ml以上）	1 0 5 点
		6歳未満（100ml未満）	5 3 点
		6歳以上（500ml以上）	1 0 2 点
		6歳以上（500ml未満）	5 3 点
		乳幼児加算	4 8 点
		血漿成分製剤加算（1回目のみ）	5 0 点

同一日  
算定不可  
・静脈内注射  
・点滴注射

注射実施料	点数
中心静脈注射（1日につき） I V H	1 4 0 点
乳幼児加算（6歳未満）	5 0 点
血漿成分製剤加算（1回目のみ）	5 0 点
中心静脈注射用カテーテル挿入	1 4 0 0 点
乳幼児加算（6歳未満）	5 0 0 点
静脈切開法加算	2 0 0 0 点
植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき）	1 2 5 点
乳幼児加算（6歳未満）	5 0 点
腱鞘内注射	4 2 点
関節腔内注射	8 0 点
気管内注入	1 0 0 点
結膜下注射	4 2 点
角膜内注射	3 5 点
球後注射	8 0 点
硝子体内注射	6 0 0 点

同一日  
算定不可

- ・ 静脈内注射
- ・ 点滴注射

## 【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「**五捨五超入**」を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10  
・小数点以下が0.5以下 → 切捨て  
・小数点以下が0.5を超えている → 切上げ  
※15円以下1点

### <注射薬剤を一部使用する場合>

#### ●アンプル（管）入りのもの

アンプル入りの注射液は、一度使用したら残量をあとで使用することが出来ません。そのため、半分の使用であっても1アンプル全量の薬剤料で算定となります。



例) ネオファーゲン静脈20mL 10mL (20mL1管=57円)

57円÷10=5.7点 → 6点

**コメント：00mL使用残量破棄**

## ● 瓶、バイアル瓶入りのもの



瓶、バイアル瓶入りの注射液は上部の栓がゴム等になっており  
使用したい分だけを取り出して使えますので、全量を使用しなかった場合には  
残りを保存してあとで使用することが可能です。

瓶入りの注射液を半分だけ使用した場合の費用は、  
1 瓶注射液の注射液の薬価の  $1 / 2$  ということになり、  
3 分 1 の使用であれば 1 瓶の注射液の薬価の  $1 / 3$  を算定となります。

例) 1%カルボカイン注 (1%) 1% 10 mL 5 mL (1バイアル = 113円)

$$113円 \times 1 / 2 = 66.5円 \quad 66.5円 \div 10 = 6.65点 \rightarrow 7点$$

●粉末入りの瓶、バイアル瓶の場合

注射薬剤の薬価基準の備考欄に「Aq」と記載されている場合、  
注射用水で溶解しなければならないということになります。  
Aqの薬価は20 mL管 62円ですので次のような算定になります。

例1) セファピコール静注用250mg 1瓶 (1瓶=182円)  
Aq20mL 1管 (1管=62円)

「粉末の薬価」 + 「注射用水の薬価」

$$\begin{aligned} 182円 + 62円 &= 244円 \\ 244円 \div 10 &= 24.4点 \rightarrow 24点 \end{aligned}$$

例2) セファピコール静注用250mg 1/2瓶 (1瓶=182円)  
Aq20mL 1管 (1管=62円)

「粉末の薬価」 + 「注射用水の薬価」 × 1/2

$$\begin{aligned} 182円 + 62円 &= 244円 \\ 244円 \times 1/2 &= 122円 \\ 122円 \div 10 &= 12.2点 \rightarrow 12点 \end{aligned}$$

## ●ビタミン剤の注射

「当該患者の疾患又は症状の原因がビタミン欠乏症又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事より摂取することが困難な場合である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の判断した時を除き、算定できない。」とあり、必要かつ有効と判断した趣旨を具体的に  
**診療録・診療報酬明細書に記載が必要** となります

【疾患の特性により投与の必要性を認める場合】

- (イ) 患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを即時により摂取することが困難である場合  
(悪性貧血のビタミンB12の欠乏等、診察及び検査の結果から当該疾患又は症状が明らかの場合)
  - (ロ) 患者が妊産婦、乳幼児等（手術後の患者及び高カロリー輸液療法実施中の患者を含む）であり、診察及び検査結果から食事からのビタミンの摂取が不十分であると診断された場合
  - (ハ) 患者の疾患又は症状の原因がビタミン欠乏又は代謝障害であると推定され、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合
- (二) 重湯等の流動食及び軟食のうち、一分がゆ、三分がゆ又は五分がゆを食している場合
- (ホ) 無菌食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食又はガラクトース血症食を食している場合